



計 量 証 明 書

株式会社 西部興産 様

計量証明事業所
広島県登録 第K-6号・第K-7号・第K-69号
一般財団法人 広島県環境保健協会業務名： 最終処分場水質検査業務
計量対象： 水質（地下水）
採取場所： 広島県山県郡北広島町南方13456-8
採取者： 一般財団法人 広島県環境保健協会
採取年月日： 2019年7月3日〒730-8631広島市中区広瀬北町2番1号
TEL (082) 293-1111理事長 佐藤 浩
環境計量士 森 脇 浩

計量法第2条に定めるもののうち、濃度に係る計量の結果を証明いたします。

計量項目	計 量 結 果		単位	計量方法	定量下限値
	地下水（上部）				
カドミウム	0.001未満		mg/L	JIS K 0102 55.3	0.001
シアン	0.1未満		mg/L	JIS K 0102 38.3	0.1
鉛	0.005未満		mg/L	JIS K 0102 54.3	0.005
六価クロム	0.02未満		mg/L	JIS K 0102 65.2.1	0.02
ヒ素	0.005未満		mg/L	JIS K 0102 61.2	0.005
総水銀	0.0005未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表2	0.0005
アルキル水銀	0.0005未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表3	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表4	0.0005
ジクロロメタン	0.002未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002
四塩化炭素	0.0002未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0006
トリクロロエチレン	0.001未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001
テトラクロロエチレン	0.0005未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002
チウラム	0.0005未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表5	0.0005
シマジン	0.0003未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.0003
チオベンカルブ	0.001未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.001
ベンゼン	0.001未満		mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001
セレン	0.002未満		mg/L	JIS K 0102 67.2	0.002
クロロエチレン	0.0002未満		mg/L	環告第10号(平9)付表	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005未満		mg/L	環告第59号(昭46)付表8第3	0.005

観測項目	観 測 記 録		単位	—
	地下水（上部）			
採取時刻	10:35		-	—
天 候	曇		-	—
気 温	19.9		℃	—
水 温	13.9		℃	—
外 観	淡褐色懸濁物多し		-	—
臭 気	異臭なし		-	—
透視度	9		度	—
<以下余白>				

〔備考〕

1. カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレンは試料を孔径0.45μmのメンブレンフィルターでろ過して計量に供した。
2. クロロエチレンは、クロロエチレン（別名：塩化ビニル・塩化ビニルモノマー）のことである。



計 量 証 明 書

株式会社 西部興産 様

計量証明事業所

広島県登録 第K-6号・第K-7号・第K-69号

一般財団法人 広島県環境保健協会

〒730-8631広島市中区広瀬北町2番1号

TEL (082)293-1111

理事長 佐藤 均

環境計量士 森 脇 浩

業務名： 最終処分場水質検査業務
 計量対象： 水質（地下水）
 採取場所： 広島県山県郡北広島町南方13456-8
 採取者： 一般財団法人 広島県環境保健協会
 採取年月日： 2019年7月3日

計量法第2条に定めるもののうち、濃度に係る計量の結果を証明いたします。

計量項目	計 量 結 果		単位	計量方法	定量下限値
	地下水（下部）				
カドミウム	0.001未満	mg/L	JIS K 0102 55.3	0.001	
シアン	0.1未満	mg/L	JIS K 0102 38.3	0.1	
鉛	0.005未満	mg/L	JIS K 0102 54.3	0.005	
六価クロム	0.02未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.1	0.02	
ヒ素	0.005未満	mg/L	JIS K 0102 61.2	0.005	
総水銀	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表2	0.0005	
アルキル水銀	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表3	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表4	0.0005	
ジクロロメタン	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002	
四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002	
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0006	
トリクロロエチレン	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002	
チウラム	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表5	0.0005	
シマジン	0.0003未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.0003	
チオベンカルブ	0.001未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.001	
ベンゼン	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001	
セレン	0.002未満	mg/L	JIS K 0102 67.2	0.002	
クロロエチレン	0.0002未満	mg/L	環告第10号(平9)付表	0.0002	
1,4-ジオキサン	0.005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表8第3	0.005	

観測項目	観 測 記 録		単位	—
	地下水（下部）			
採取時刻	10:05	-	-	-
天 候	曇	-	-	-
気 温	21.5	℃	-	-
水 温	15.2	℃	-	-
外 観	濃褐色懸濁物多し	-	-	-
臭 気	異臭なし	-	-	-
透視度	3	度	-	-
<以下余白>				

〔備考〕

- カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレンは試料を孔径0.45μmのメンブレンフィルターでろ過して計量に供した。
- クロロエチレンは、クロロエチレン（別名：塩化ビニル・塩化ビニルモノマー）のことである。



計 量 証 明 書

株式会社 西部興産 様

業務名： 最終処分場水質検査業務
計量対象： 水質（排水）
採取場所： 広島県山県郡北広島町南方13456-8
採取者： 一般財団法人 広島県環境保健協会
採取年月日： 2019年7月3日

計量証明事業所
広島県登録 第K-6号・第K-7号・第K-69号
一般財団法人 広島県環境保健協会
〒730-8631広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1515
理事長 佐藤 治
環境計量士 森 脇



計量法第2条に定めるもののうち、濃度に係る計量の結果を証明いたします。

計量項目	計 量 結 果	単位	計量方法	定量下限値
	浸透水			
pH(25℃)	7.5	-	JIS K 0102 12.1	—
BOD	4.3	mg/L	JIS K 0102 21	0.1
COD	10	mg/L	JIS K 0102 17	0.4
浮遊物質	13	mg/L	環告第59号(昭46)付表9	1
ヘキサン抽出物質（動物油脂類）	0.5未満	mg/L	環告第04号(昭49)付表4及びJIS K 0102 附属書1(参考)補足Ⅱ	0.5
ヘキサン抽出物質（鉱油類）	0.5未満	mg/L	環告第04号(昭49)付表4及びJIS K 0102 附属書1(参考)補足Ⅱ	0.5
* 大腸菌群数	5	個/mL	厚・建令第1号(昭37)別表第1	0
全窒素	4.7	mg/L	JIS K 0102 45.1	0.2
全リン	0.05未満	mg/L	JIS K 0102 46.3.2	0.05
フェノール類	0.2未満	mg/L	JIS K 0102 28.1	0.2
銅	0.005未満	mg/L	JIS K 0102 52.4	0.005
亜鉛	0.01未満	mg/L	JIS K 0102 53.3	0.01
溶解性鉄	0.7	mg/L	JIS K 0102 57.4	0.1
溶解性マンガン	1.3	mg/L	JIS K 0102 56.4	0.1
総クロム	0.04未満	mg/L	JIS K 0102 65.1.4	0.04
アルキル水銀	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表3	0.0005
総水銀	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表2	0.0005
カドミウム	0.001未満	mg/L	JIS K 0102 55.3	0.001
鉛	0.005未満	mg/L	JIS K 0102 54.3	0.005
六価クロム	0.02未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.1	0.02
ヒ素	0.005未満	mg/L	JIS K 0102 61.2	0.005
シアン	0.1未満	mg/L	JIS K 0102 38.3	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表4	0.0005
トリクロロエチレン	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001
テトラクロロエチレン	0.0005未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005
ジクロロメタン	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002
四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.004

計量項目	計 量 結 果	単位	計量方法	定量下限値
	浸透水			
1, 1, 1-トリクロエタン	0.0005未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005
1, 1, 2-トリクロエタン	0.0006未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0006
1, 3-ジクロロプロパン	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002
チウラム	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表5	0.0005
シマジン	0.0003未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.0003
チオベンカルブ	0.001未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.001
ベンゼン	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001
セレン	0.002未満	mg/L	JIS K 0102 67.2	0.002
1, 4-ジオキサン	0.005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表8第3	0.005
クロロエチレン	0.0002未満	mg/L	環告第10号(平9)付表	0.0002
フッ素	0.1未満	mg/L	JIS K 0102 34.1	0.1
ホウ素	1.4	mg/L	JIS K 0102 47.3	0.01
アンモニア等化合物	2.0	mg/L	計算による(アンモニア態窒素×0.4+亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素)	0.2
<以下余白>				

観測項目	観 測 記 録	単位	—
	浸透水		
採取時刻	9:40	-	—
天 候	曇	-	—
気 温	21.3	℃	—
水 温	18.0	℃	—
外 観	淡黄色微濁	-	—
臭 気	微不快臭	-	—
透視度	30以上	度	—
<以下余白>			

【備考】

- *計量証明対象外項目
- クロロエチレンは、クロロエチレン（別名：塩化ビニル・塩化ビニルモノマー）のことである。
- アンモニア等化合物とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物のことである。
- アンモニア態窒素はJIS K 0102 42.2、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素はJIS K 0102 43により計量を行った。

採取状況写真

業務名 最終処分場水質検査業務

採取場所 広島県山県郡北広島町南方13456-8



